

越田会長記者会見要旨

日 時：平成17年6月1日（水）午後3時～午後3時40分

場 所：フロンティア21記者会見場

出席者：越田会長、高橋副会長、渡辺専務

高橋副会長、渡辺専務から、理事会の審議事項の概要について説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

先般のカネボウ株の上場廃止関係で質問させていただきたい。東証がカネボウ株を上場廃止にすることについて、産業再生機構は、カネボウの場合は新しい経営陣のもとで自主的に調査した結果、不正が明らかになり、しかも再生に向けた歩みを始めていると主張していた。にもかかわらず上場廃止になったということで、機構としては今後の事業再生市場に影響するという指摘もあるが、この点について会長の見解を伺いたい。

（越田会長）

今おっしゃったことはよく承知している。基本的には上場廃止の決定は取引所が判断すべきことで、個別具体的なケースについて本協会がコメントすべき立場にはないが、一般論としては証券市場における規律と照らし合わせた時、上場廃止の理由とされている「不正経理」や「開示書類への虚偽記載」があったという事実だけをとらえてみれば、投資家の証券市場に対する信頼を毀損するものと考えられ、やむを得ない措置だったのではないかと考える。

発行会社による不正行為の結果、保有する株式の換金可能性がなくなったり価値が大幅に低下したりして、株主が損失を被ることになるのは適切ではないという議論があることはそのとおりだが、一方、投資家が適切な開示情報を利用できないままに市場で売買を行うことにより被る不利益も、かたや勘案しなければならないのではないかと考える。

（記者）

カネボウ株絡みで、今のような形で上場廃止の基準に照らして東証は上場廃止にしたということだが、一方で西武鉄道と同じような名義株問題で、先日小田急グループ各社の間で、昨年秋から名義株の存在が明らかになっている。これについては影響が甚大ではないという判断からだと思うが、監理ポスト入りも見送っているという事実がある。我々が単純に思うのは、上場廃止基準に抵触するか否か、監理ポストに入れるか入れないかの線引きというのが、依然として明確になっていないのではないかと考えるのだが、これについてのお考えは。

（越田会長）

新聞報道の域を出ないのだが、その線引きは取引所の方で詳細な基準によって線引きをされたと報道されていたが、その辺の微細なことに關して我々は知り得る立場になく、またコメントできる状態ではないということで、ご理解いただきたい。

（記者）

東京証券取引所は上場を控えているが、今回の一連の動きの中で、自主規制部門を分離すべきだという議論が巻き起こっているが、この事態に関するお考えをお願いしたい。

（越田会長）

世界各国いろいろなケースがあり、先日、この度株式会社化して上場されるイタリアのミラノの証券取引所の社長がおみえになり、その点について質問したが、毅然として両部門一緒のまま上場する、ヨーロッパではほとんどがそうだという説明をされていた。

証券取引所の自主規制については基本的には、市場での取引等については、市場に一番近いところにいるものが行うことが一番合理的であると考えている。かたや公共性、かたや株式会社としての収益性、この二つの間に相反する問題があるのは認識しているが、証券取引所の自主規制の在り方については、言うまでもなく適正な市場管理、そして公正な取引、さらには投資家保護といった観点から十分な議論をしていただくことがよいのではないかと考えている。

（記者）

先程カネボウの上場廃止に関する質問があったが、個別のケースについては取引所が判断すべきことであるという話だったが、一方でこの問題に絡んでは、金融庁が現行の上場廃止基準が、事業再生というものを判断の中に入れることができない硬直的なものではないかというような指摘をしている。事業再生市場は今、民間も含めて、どんどん伸びているところで、ここについての上場廃止基準の運用というのは、証券市場全体の活性化にも絡んでくる話になるかと思う。カネボウ個別のケースではなく、現行の虚偽記載に関する上場廃止基準について事業再生という観点を加味することの是非についてのお考えをお聞きしたい。

（越田会長）

基本的に上場廃止基準というのは証券取引所の信頼性に係る重大な問題であるということであるから、今のようなご指摘があることは承知しているが、証券取引所において、そういったご意見も真摯に受け止めて、結論を出していただくということではないかと思う。確かにご事情はよく分かるのだが、先程も申し上げたように、証券市場のいろいろな角度での信頼ということが、やはり大前提になるのではないかと思う。

（記者）

大証関連のことで二つお伺いしたい。一つは、大証が大幅増配したが、村上ファンドからの要求に応じたという形である。旧会員会社の証券会社は、今は株主であるが、株主にとって、増配は結構なことであるだろうが、短期的なファンドの要求で増配することが、果たして良いのか。取引所の場合は一般企業とは性格が自ずから異なり、単に株主だけのものと言い切れるものでもないと思うが、大証の判断について 妥当と考えられるかどうか、お伺いしたい。

もう一つは、大証のヘラクレス市場が、システムの問題から IPO が一時凍結という事態に陥っているが、これについて見解をお聞きしたい。

（越田会長）

今お話がありましたように、取引所には一般の企業と違った公共性はもちろんのこと、投資家を含めた市場参加者が安全に証券取引を実施で

きるインフラを提供する責務があり、また決済事故に備えて、内部留保を積み上げておくことは最重要課題であると思う。かたや株式会社である以上、株主への利益還元と会社の内部留保とのバランスをどのように図っていくかについて、株主と経営陣との間での議論を経て決定されるものであるものの、証券取引所に関しては、適正な市場運営の確保という面を重く考える必要があるのではないかと考える。

それから、今お話があった IPO の凍結という問題であるが、これはシステムの問題であると理解しているが、これも先程から申し上げているように、売買のインフラを安定的に提供していくという点に関しては、非常に問題があると思う。

しかも、突然新規上場が停止されることによる影響、資金調達面であるとか、あるいは投資家の売買機会という取引所の本来の機能を考えると、今後このようなことが再発しないように、ぜひ対応をお願いしたいと考える。

以 上